

認定こども園等業務体制支援補助金交付要綱

制 定	平成 29 年 9 月 22 日
一部改正	平成 30 年 9 月 28 日
一部改正	令和 元年 9 月 27 日
一部改正	令和 2 年 8 月 17 日
一部改正	令和 3 年 6 月 21 日
一部改正	令和 5 年 2 月 27 日
一部改正	令和 5 年 8 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 県は、認定こども園等への移行にかかる事務負担の軽減及び園務の平準化に必要な費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子どもを安心・安全に育むことのできる業務体制の整備を図るために、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第 2 条 この補助金の交付の対象は、「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領（文部科学省初等中等教育局長裁定）」（以下「実施要領」という。）に掲げる「認定こども園等の業務体制への支援」（以下「事業」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第 3 条 この補助金の交付額は、次により算出する。なお、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 実施要領の 4 の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と実施要領の 3 の(1)の交付基準額とを比較して、いずれか少ない方の額に実施要領の 3 の(2)の負担割合を乗じて得た額を交付する。

(交付の条件)

第 4 条 この補助金の交付については、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(2) 事業の対象経費と重複して、他の補助金等（市町村等が実施する補助金を含む。）の交付を受けてはならない。

(3) 実施要領の2の(1)の①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援については、交付決定をした年度内に、認定こども園の認可・認定又は施設型給付費の支給に係る施設としての確認を受けなければならない。

(4) 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさず、かつ、交付決定された額に変更をきたすことのない軽微なものについては、この限りでない。

ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(5) 補助事業者が(1)から(4)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、第1項及び第2項を準用する。

(記載事項)

第6条 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第1項第5号に規定する知事の定める事項は、認定こども園等の認可等に係る誓約書とする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、事業計画書とする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は別に知事が定める。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定の通知は、様式第4号により行うものとする。

2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費

税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度認定こども園等業務体制支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地
法人名
代表者名

下記により、年度認定こども園等業務体制支援補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | | |
|---|-------|---|---|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | | 円 |
| | その内訳 | | 園 | 円 |
| | | | 園 | 円 |
| | | | 園 | 円 |
| | | | 園 | 円 |
| | | | 園 | 円 |
| | | | 園 | 円 |
- 2 事業内容
事業計画書（別紙）のとおり
- 3 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援については、
認定こども園等の認可申請等に係る誓約書

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度認定こども園等業務体制支援補助金交付決定通知書

学事第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度認定こども園等業務体制支援補助金については、下記のとおり交付します。

記

1	交付金額	金	円
	その内訳	園	円
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円

2 支払方法 精算払

3 条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。
- (5) 知事が、埼玉県職員をしてこの補助事業に関する会計帳簿・証拠書類等を調査させた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 交付決定をした年度内に、認定こども園の認可・認定又は施設型給付費の支給に係る施設としての確認を受けなければならない。

様式第3号（第9条関係）

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度認定こども園等業務体制支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

法人名

代表者名

年 月 日付け学事第 号で交付決定の通知を受けた 年度認定こども園等業務体制支援補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	交付決定額	金		円
	その内訳		園	円
			園	円
			園	円
			園	円
			園	円

2 添付書類

- (1) 事業実施結果報告書（別紙）のとおり
- (2) その他参考となる書類

設置者番号				
-------	--	--	--	--

年度認定こども園等業務体制支援補助金確定通知書

学事第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度認定こども園等業務体制支援補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

		記	
	金		円
1 交付決定額			
その内訳		園	円
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円
2 確定額			
その内訳		園	円
		園	円
		園	円
		園	円
		園	円

（宛先）埼玉県知事

所 在 地
法 人 名
代 表 者 名

年度認定こども園等業務体制支援補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定
に伴う報告書

年 月 日付け学事第 号で交付額の確定通知を受けた
年度認定こども園等業務体制支援補助金について、認定こども園等業務体制
支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第10条による額の確定額）

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。